

## 第三者機関における調査の実務について

### 【論点例】

- ① 原因を究明し、再発防止を図るといふ調査の目的に照らして、その調査の実務についてどのように考えるか。  
また、事故が発生した医療機関に設けられた組織による調査と第三者機関による調査のそれぞれについてどのように考えるか。
- ② 必要な調査項目についてどのように考えるか。  
例えば、解剖や死亡時画像診断は必須な調査項目とするか。解剖を必須項目とする場合、解剖ができないような事例については、どのように考えるか。

### 【参考1：関係団体等から調査の実務として出されている意見】

- 院内事故調査で調査した上でその分析能力を超える事案について第三者機関へ調査依頼する。第三者機関の調査結果は、当該医療機関・患者家族・医師会へ通知する。患者家族から第三者機関へ調査請求することも可能。
- 院内調査中に患者家族から説明を求められた場合は誠実に応じ、意見を受けた場合は尊重する。院内事故調査委員会は、遺族の了承を得た上で解剖や死亡時画像診断を行い、できる限り死因の分析に努める。患者遺族が院内事故調査委員会の報告に納得できない場合都道府県医療法人協会等医療団体へ届出、原因分析委員会にて院内事故調査委員会の報告書を検証し、結果を患者遺族・医療機関へ説明・報告する。
- 院内事故調査委員会の開催と同時に中立的機関へ届出。外部（地方）事故調査委員会は、院内事故調査委員会の報告書を中心に審議し、報告書・関係資料は中央事務局へ提出する。中央事故調査委員会は、院内事故調査委員会・外部（地方）事故調査委員会の報告・資料を基に、総合的・客観的な分析を行う。中央事故調査委員会は最終報告書を作成し、行政に報告し公開する。
- 院外事故調査委員会と懲罰委員会は、明示的に定義された重大事故に関して医学的な適切性を検討し、不適切と判断された場合には懲罰を科す。院外事故調査委員会医学的調査の結果は患者遺族・医療機関に報告する。

- 遺族ないし医療者に不服・異議がある場合に地域医療事故調査センターへ申し出る。さらに不服・異議がある場合に不服審査機関へ申し出る。
- 委員会の事務を担う行政機関の職員に委ねるしかない。
- 事例に合った専門性をもつ人選が必要であるが、もし実現すれば、調査を要請した医療機関にとっては、訴訟や処分とは無関係なところで、高い水準にある専門家の評価と指導を受けることができ大きな意味がある。  
 また、事例が集積されれば、その中から普遍的な再発防止を図る。事例の公開も再発防止には必要ですが、その場合は具体的な機関の公表する実務までは踏み込むべきではない。  
 一方、第三者機関が政府機関の中に置かれるのであれば、行政には処分権限があるので、医療機関からの申請は円滑には行われたい。この場合、院内調査の精度を高め、両者の理解につながるような調査の指導を行う、調整型のものにならざるを得ない。
- 第三者機関の窓口は各都道府県での設置が望ましいが、現実的に困難が伴う場合は、まずはモデル事業を実施している 10 地域を核にして、近隣の県も対象とするように割り振ってはどうか。  
 事前に、各地域の医療関係団体（医師会、病院協会、薬剤師会、看護協会など）に協力を要請し、必要となる調査メンバーの登録をし、調査が必要になった場合は、案件ごとに必要な専門家に第三者機関から依頼をする。  
 医療記録や患者側・医療側のヒアリングなどを通して、まずは調査報告書を作成する。  
 評価、分析に当たっては、現在モデル事業でおこなっている解剖結果の評価委員会のような調査結果の検討をする委員会を開催し、医療関係者以外（市民や弁護士など）が入って検討する必要があると考える。  
 その際、必要に応じて医療記録の閲覧や関係者へのヒアリングも実施してはどうか。  
 また、診療の中心を担う医師の立場は、複数の参加が望まれる。  
 なお、第三者機関の事務局には、モデル事業の調整看護師のような役割（遺族の言い分を聞く、報告に立ち会う、患者側がわかるように説明を補填するなど）を置くべき。

**【参考 2：前回（第 5 回）までの検討部会で出された主な御意見】**

- （第三者機関は）医療現場に立ち入り、搜索し、かれらの調査に関連するアイテムを押収する。
- 医療記録や患者側・医療側のヒアリングなどを通して、調査報告書を作成する。

- (第三者機関は) 院内事故調査が適正公正に行われるために、指導的、教育的な役割を果たす。
- 高度に科学的で専門的なことをきちんと検証する。
- 事案に応じた臨床経験を有する複数の専門家による多角的な検証。患者側と医療側の共通言語が理解できる方者が入った患者側への説明および、再発防止と医療の質の向上のために医療現場へのフィードバックを行う。
- 対象事例の発生について届出を受付、説明は不足だったかもしれないが、医療としては普通だったので、もう少しちゃんと説明してくださいという、遺族も異を唱えず、病院が院内調査を立ち上げるというので、まずは、院内で調査してくださいという、少し第三者がはいった方が良くはないかという場合には第三者委員会と協働で調査を行う、第三者が全部ひきうけるといふなどの調査方法等について、スクリーニングを行う。  
更に、調査報告を統合して、再発防止のために全国に情報提供を行う。
- 院内の事故調査は、基本的に、それに関わった医療者とその病院の人達が医学的な観点で物事を整理することができる。(第三者機関としては) (院内の事故調査) 報告書を読むだけ、報告書をつくるプロセスにある程度関わる (外部委員の派遣など)、報告書を一から十までつくるという話になるのではないか。
- 中立的な立場、十分に経験のある立場から、(院内事故調査報告書の) 内容に疑問を呈し、返答を求める、このような点を如何かとサジェスションするだけでも院内の事故調査委員会のレベルアップにもつながるし、その内容がしかるべきものか、チェックし、その結果で得られたこと、あるいは医療安全対策は医療界が共有することが必要である。